

2010年度(第32回)日本シニアゴルフ選手権競技 競技規定

主催：財団法人 日本ゴルフ協会
JGA JAPAN GOLF ASSOCIATION
<http://www.jga.or.jp>

期 日 : 11月10日(水) 11日(木) 12日(金)
場 所 : 桑名カントリー倶楽部
〒511-0941 三重県桑名市嘉例川 861 Tel.0594-31-5111
後 援 : 文部科学省

1. ゴルフ規則 : 日本ゴルフ協会ゴルフ規則および本競技ローカルルールを適用する。
2. 競技委員会の裁定 : 競技委員会は競技の条件を修正する権限を有し、すべての事柄について、この委員会の裁定は最終である。
3. プレーの条件 : 11月10日(水) 第1ラウンド 18ホール・ストロークプレー
11月11日(木) 第2ラウンド 18ホール・ストロークプレー
36ホールを終わり、60位タイまでの者が第3ラウンドに進出する。
11月12日(金) 第3ラウンド 18ホール・ストロークプレー
※本競技は“36ホール終了”をもって成立とし、3日間で54ホールを終了できなかった場合は競技を短縮する。
※第2ラウンドの終了後、第3ラウンドのスタート時刻ならびに組合せが発表された後に第2ラウンドまでの競技失格者等が出て、60位タイのストローク数に変更があった場合でも第3ラウンドに進出する選手は追加しない。
4. タイの決定 : 54ホールを終わり1位がタイの場合は、即日委員会の指定するホールにおいてホールバイホールのプレーオフを行い優勝者を決定する。なお、3名以上でプレーオフが行われる場合、優勝者以外の競技者は2位タイとする。
5. 使用球の規格 : 『公認球リストの条件・ゴルフ規則付I(c)1b』を適用する。(ゴルフ規則186ページ参照)
6. 使用クラブの規格 : 『適合ドライバーヘッドリストの条件・ゴルフ規則付I(c)1a』を適用する。(ゴルフ規則184ページ参照)
7. 移動 : 正規のラウンド中の移動について『ゴルフ規則付I(c)9移動』を適用する。(ゴルフ規則192ページ参照)
8. キャディー : 正規のラウンド中、競技者が委員会によって指定された者以外をキャディーとして使用することを禁止する。この条件の違反の罰は『ゴルフ規則付I(c)3』を適用する。(ゴルフ規則188ページ参照) ※なお、プレー形式は共用のキャディーとなります。
9. 競技終了時点 : 本選手権競技は、競技委員長の成績発表がなされた時点をもって終了したものとみなす。
10. 参加資格 : 昭和30年(1955年)12月31日以前に誕生の男子アマチュアゴルファーで、JGAハンディキャップ査定システム(J-sys)によるJGAハンディキャップを所持し、次のいずれかに該当する者に参加資格を付与する。
 - (1) 各地区連盟主催シニアゴルフ選手権競技による成績上位者130人とし、次の各地区割当数に該当する者。

| | | | | | | | |
|-----|----|-----|-----|-----|-----|----|-----|
| 北海道 | 東北 | 関東 | 中部 | 関西 | 中国 | 四国 | 九州 |
| 7人 | 7人 | 42人 | 18人 | 20人 | 11人 | 5人 | 20人 |
 - (2) 2009日本シニアゴルフ選手権競技 上位10位
 - (3) 2010全日本シニアパブリックアマチュアゴルフ選手権競技 優勝者および2位1名
 - (4) JGA特別承認者注1: 競技委員会は競技中を含めいつでも、出場に相応しくないと判断した競技者の参加資格を取り消すことができる。
注2: 各地区連盟主催シニアゴルフ選手権競技よりの通過者にタイが生じた場合は、マッチング・スコアカード方式により決定する。欠場者が生じても次位の者は繰り上げない。
注3: 参加資格(4)のJGA特別承認者については、競技委員会の判断によりJ-sysによるJGAハンディキャップを所持していなくとも参加を承認することがある。
注4: (2)、(3)の資格者が各地区連盟主催シニアゴルフ選手権競技に参加し、(1)の割当数に入った場合はその割当数は(2)、(3)の資格者を含むものとする。また(1)の割当数に入らなかった場合は(2)、(3)の資格者とは別に(1)の割当数は確保される。
注5: 各地区連盟主催シニアゴルフ選手権競技に参加する競技者は1地区のみを選定し、2

地区以上の参加申込（エントリー）は認めない。これに違反した場合、(1)の割当数に入っても本年度の当競技への出場は認めない。

11. 賞 : 優勝者 JGA 杯、文部科学大臣杯 第2位、第3位 銀皿
12. 賞 状 : 優勝者 文部科学大臣賞状
13. 参加申込 : 参加希望者は、参加料を7月22日（木）以降、締切日までに、現金書留を利用して支払うこと。所定の参加申込書は現金書留に同封し、参加料と共に直接日本ゴルフ協会へ送付すること。
(インターネット、電子メール、電話、ファックスによる参加申込みは受理しない。ただし、日本ゴルフ協会へ持参しての申込みは可能です。)
送付先 : 〒104-0031 東京都中央区京橋 1-12-5 京橋 YS ビル 2 階
(財) 日本ゴルフ協会 Tel.03-3566-0003
※持参の場合、月～金（祝祭日を除く）の9:30から17:00まで受付
14. 申込締切日 : 10月14日（木）午後5時までにJGAへ必着のこと。
締切後の申込みは理由の如何を問わず受理しない。
15. 参加料 : 26,000円（消費税含む）
(注) 申込締切後に参加を取り消した場合、参加料は返金しない。（参加資格を喪失し出場できなかった場合も含む）
(注) 締切前に参加を取り消した場合、参加料は返金するが、その際にかかる手数料（銀行振込手数料等）は申込者の負担とする。
16. 個人情報に関する同意内容 : 参加希望者は、参加申込みに際し、「2010年度（第32回）日本シニアゴルフ選手権競技参加申込書」ならびに「2010年度（第32回）日本シニアゴルフ選手権競技選手プロフィール」により、(財) 日本ゴルフ協会が取得する参加申込者の個人情報を次の目的の範囲内で他に提供（公表）することについて、予め同意することを要する。
(1)第32回日本シニアゴルフ選手権（以下「選手権」と称する）の参加資格の審査。
(2)選手権の開催および運営に関する業務。これには、①参加者に対する競技関係書類（組合せ表等）の発送、②選手権の開催に際し、選手権関係者（報道関係者を含む）に対する参加者の氏名、生年月日、プロ・アマの別、所属（所属クラブ、プロ選手の場合、所属企業名、学生の場合、学校名および学年）、その他選手紹介情報ならびに選手権の競技結果の公表を含む。
(3)この申込書ならびに選手プロフィールによる参加者の個人情報と、その選手権における競技結果の記録の保存、ならびに選手権終了後において必要に応じ、そのうち上記(2)②記載の公表事項の適宜の方法による公表。
17. 肖像権に関する同意内容 : 参加希望者は、参加申込みに際し、本選手権競技（競技会場における競技に伴う前後の行事等を含む）に関して、その中継・再映・報道・広報のため、あるいは(財) 日本ゴルフ協会の目的に反しない範囲で利用するために、写真・テレビ・映画・ラジオ・その他の各種記録媒体による収録物、複製物あるいは編集物（適正範囲の編集に限る）にかかる競技者の肖像権（収録物等にかかる競技者の氏名・肖像を展示・通信・放送・上映により一般に公開し、あるいは貸与し、頒布するなどして他に提供する権利）を(財) 日本ゴルフ協会に譲渡することを、予め承諾することを要する。
18. 指定練習日 : 11月5日（金）、8日（月）、9日（火）とし、うち一人2日間までとする。（会員並扱い）
19. 参加賞 : ネームプレート

付記 : 1. 本競技の優勝者に、第15回日本ミッドアマチュアゴルフ選手権競技（11月17日～19日 飯能ゴルフクラブ）と第96回（2011年開催予定）日本アマチュアゴルフ選手権競技への参加資格を付与する。
2. 本競技上位10位までの者に第33回（2011年開催予定）日本シニアゴルフ選手権競技への参加資格を付与する。
3. 本競技上位5位までの者に第21回（2011年開催予定）日本シニアオープンゴルフ選手権競技への参加資格を付与する。

注 : 上記参加資格の付与にあたっては、それぞれの競技に必要な他の参加資格を満たすことを条件とする。

注 : アマチュア資格規則にご注意ください。参加申込みの際は自身のアマチュア資格を確認した上で申込み願います。なお、不明な点はJGAホームページ (<http://www.jga.or.jp>) や (財) 日本ゴルフ協会発行の『ゴルフ規則 (付)アマチュア資格規則 2010』、参加申込書に付属する『2002年度のアマチュア資格規則変更に伴う各選手権競技への参加申込み上の諸注意事項』等を参照願います。

注 : 申込受付状況に関する情報はJGAホームページ (<http://www.jga.or.jp>) やJGA携帯サイト (<http://www.jga.or.jp/jga/mobile/>) に掲載し、逐次更新いたしますのでご確認ください。
JGA携帯サイトは右に記載のQRコードからもアクセスできます。

JGA 携帯サイト
QR コード



注 : グリーンに著しく損傷を与えるシューズは使用禁止とすることがあります。